

# ホスティングサービス契約約款

令和7年5月31日

KDDI 株式会社

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

## 第2章 削除

- 第4条 削除

## 第3章 ホスティングサービスの提供区間等

- 第5条 ホスティングサービスの提供区間等

## 第4章 ホスティングサービス契約

- 第6条 削除
- 第7条 削除
- 第8条 削除
- 第9条 基本機能
- 第10条 削除
- 第11条 ホスティングサービスの利用の一時中断
- 第12条 ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第13条 削除
- 第14条 削除
- 第15条 削除
- 第16条 その他の提供条件

## 第5章 付加機能

- 第17条 付加機能の提供
- 第18条 付加機能の利用の一時中断

## 第6章 利用中止等

- 第19条 ホスティングサービスの利用中止
- 第20条 ホスティングサービスの利用停止

## 第7章 通信

第21条 通信利用の制限等  
第21条の2 同上  
第22条 当社の契約約款等による制約

## 第8章 削除

第23条 削除

第24条 削除  
第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除  
第28条 削除

## 第9章 削除

第29条 削除

## 第10章 保守

第30条 ホスティングサービス契約者の維持責任  
第31条 ホスティングサービス契約者の切分責任  
第32条 修理又は復旧の順位

## 第11章 損害賠償

第33条 削除 第34条 免責

## 第12章 雜則

第35条 承諾の限界  
第36条 利用に係るホスティングサービス契約者の義務  
第36条の2 ホスティングサービス契約者に係る情報の取得  
第37条 ホスティングサービス契約者に係る情報の利用  
第38条 法令に規定する事項

第39条 閲覧

第13章 削除

第40条 削除

別記

- 1 ホスティングサービスの提供区間
- 2 ホスティングサービス契約者の地位の継承
- 3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更
- 4 ホスティングサービス契約者の禁止行為
- 5 当社の維持責任
- 6 削除
- 7 新聞社等の基準

料金表

通則 削除

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

第1 基本利用料

削除

別表 基本機能

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このホスティングサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりホスティングサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、ホスティングサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、当社指定のホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 特定装置	ホスティングサービスを提供するためにホスティングサービス取扱所に設置する特定のドメイン名管理装置及び情報の蓄積又は転送等を行う装置等の電気通信設備であって、株式会社KDDIウェブコミュニケーションズが設置するもの
4 ホスティングサービス	特定装置及び特定装置に付随するコンピュータプログラム等を使用して行う電気通信サービス
5 ホスティングサービス取扱所	ホスティングサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 ホスティングサービス契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるためのホスティングサービス契約
7 ホスティングサービス契約者	当社とホスティングサービス契約を締結している者
8 ユーザID	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がホスティングサービス契約に基づいて当該ホスティングサービス契約者に割り当てるもの

9 パスワード	ホスティングサービス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当該ホスティングサービス契約者が当社に通知するもの
10 独自ドメイン名	ホスティングサービス契約者が所有するドメイン名（株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。）
11 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
12 メーリングリスト	ホスティングサービス契約者があらかじめ当社の特定装置に登録したメール着信先の一覧
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 削除

### 第4条 削除

### 第3章 ホスティングサービスの提供区間等

#### (ホスティングサービスの提供区間等)

第5条 当社のホスティングサービスは、別記1に定める提供区間において提供します

。

## 第4章 ホスティングサービス契約

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除。

（基本機能）

第9条 当社は、ホスティングサービス契約者に対し、別表に定める基本機能を提供します。

第10条 削除

（ホスティングサービスの利用の一時中断）

第11条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、ホスティングサービスの利用の一時中断（当該ホスティングサービス契約に基づいて利用するホスティングサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(ホスティングサービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第12条 ホスティングサービス契約者がホスティングサービス契約に基づいてホスティングサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

(その他の提供条件)

第16条 ホスティングサービス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

第17条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者がホスティングサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が第20条（ホスティングサービスの利用停止）の規定によりホスティングサービスの利用停止をされている、又は当社が行うホスティングサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したホスティングサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第2に特段の定めがあるとき。

2 当社は、料金表第1表第2に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

### (付加機能の利用の一時中断)

第18条 当社は、ホスティングサービス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、料金表第1表（ホスティングサービスに係る料金等）第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

## 第6章 利用中止等

### (ホスティングサービスの利用中止)

第19条 当社は、次の場合には、ホスティングサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) ユーザID又はパスワードの漏洩が想定される事態を発見したとき。

2 当社は、前項の規定によりホスティングサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをホスティングサービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (ホスティングサービスの利用停止)

第20条 当社は、ホスティングサービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのホスティングサービス又は附帯サービスに係る料金その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金（当社がホスティングサービスに係る料金と料金月（1の暦月の起算日（当社がホスティングサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）単位で一括して請求するものに限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が当社に支払われるまでの間）、そのホスティングサービス又は附帯サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ホスティングサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のホスティングサービス契約を締結しているホスティングサービス契約者が、そのいずれかのホスティングサービス契約において、第36条（利用に係るホスティングサービス契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのホスティングサービス契約に係るホスティングサービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりホスティングサービスの利用停止をすることは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をホスティングサービス契約者に通知します。

ただし、第1項第2号若しくは前項の規定によりホスティングサービスの利用停止をする場合は、この限ではありません。

## 第7章 通信

### (通信利用の制限等)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用する電気通信設備であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。また、当社の電気通信設備を占有する等、その通信がホスティングサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信は相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

第21条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との通信を制限することができます。

### (当社の契約約款等による制約)

第22条 ホスティングサービス契約者は、当社の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、ホスティングサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においてはホスティングサービスに係る通信を行うことはできません。



## 第8章 削除料金等

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第9章 削除

第29条 削除

## 第10章 保守

### (ホスティングサービス契約者の維持責任)

第30条 ホスティングサービス契約者は、善良な管理者の注意をもって特定装置を維持していただきます。

### (ホスティングサービス契約者の切分責任)

第31条 ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービス契約者が特定装置に設定若しくは保存したコンピュータプログラム（当社が提供するコンピュータプログラムをホスティングサービス契約者が改変したもの及び当社が提供していないコンピュータプログラムをいいます。以下同じとします。）を利用していている場合においてホスティングサービスを利用することができなくなったときは、そのコンピュータプログラムに問題等のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、ホスティングサービス契約者から要請があったときは、当社は、当社の設置した電気通信設備に故障がない事を確認し、その結果をホスティングサービス契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の確認により、当社の設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ホスティングサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がホスティングサービス契約者が設定もしくは設置したコンピュータプログラムにあったときは、ホスティングサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、もしくは滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの

	選挙管理機関に設置されるもの 別記7に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機 関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置される もの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第11章 損害賠償第33条 削除

### (免責)

第34条 当社は、ホスティングサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理もしくは復旧の工事にあたって、ホスティングサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合にそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

- 2 当社は、この約款等の変更により、ホスティングサービス契約者が設定若しくは設置したコンピュータプログラムの改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- 3 当社は、コンピュータプログラムやデータ（ホスティングサービス契約者が保存した情報をいいます。）が、消失、破損、漏洩などの事象が発生しても、その損害については、当社に故意又は重過失がない限り、一切責任を負いません。

## 第12章 雜則

### (承諾の限界)

第35条 当社は、ホスティングサービス契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたホスティングサービス契約者にお知らせします。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (利用に係るホスティングサービス契約者の義務)

第36条 ホスティングサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がホスティングサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出ること。

(4) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、ホスティングサービスを利用しないこと。

- 2 当社は、ホスティングサービス契約者の行為が別記4に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第4号の義務に違反したものとみなします。
- 3 ホスティングサービス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (ホスティングサービス契約者に係る情報の取得)

第36条の2 ホスティングサービス契約者は、本サービス提供にかかるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

### (ホスティングサービス契約者に係る情報の利用)

第37条 当社は、第36条の2に定めるホスティングサービス契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、ホスティングサービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

- 2 第36条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得したホスティングサー

ビス契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDI プライバシーポリシー (<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>)」が適用されます。

（法令に規定する事項）

第38条 ホスティングサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記5に定めるところによります。

（閲覧）

第39条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 削除

第40条 削除

## 別記

### 1 ホスティングサービスの提供区間

当社のホスティングサービスは、特定装置と相互接続点との間において提供します

。

### 2 ホスティングサービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりホスティングサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出させていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 ホスティングサービス契約者の氏名等の変更

- (1) ホスティングサービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うホスティングサービス取扱所に届け出させていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) ホスティングサービス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

### 4 ホスティングサービス契約者の禁止行為

ホスティングサービス契約者は、ホスティングサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) ホスティングサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (14) その他法令に違反する行為
- (15) (1)から(14)までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

## 5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 6 削除

## 7 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則 削除

第1表 ホスティングサービスに係る料金等

第1 基本利用料

1 適用

ホスティングサービスに係る基本利用料（定額利用料のものに限ります。）の適用については、第24条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容					
(1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプの種類</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DNSタイプ</td><td>複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なものの</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとに1のユーザIDを定め、ホスティングサービス契約者にお知らせします。</p> <p>ウ ホスティングサービスは、ホスティングサービスに係る利用者が特定装置に接続した後に、当社が別に定めるところに従つて、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>エ 当社は、1のホスティングサービス契約ごとにホスティングサービス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>オ 当社は、ホスティングサービス契約者からパスワードの変更の請求があったときは、特定装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>カ 当社は、相互接続点を介して特定装置と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p>		タイプの種類	内容	DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なものの
タイプの種類	内容					
DNSタイプ	複数のホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なものの					
(3) 削除						

2 削除

第2 削除

第3 削除

別表

基本機能

区分	提 供 条 件
1 削除	
2 削除	
3 DNS機能	<p>ホスティングサービス契約者が使用するゾーン情報（独自ドメイン名及びIPアドレス群によって構成されるものをいいます。以下同じとします。）を当社の特定装置に登録することによって、そのゾーンに係るデータを利用することができるようとするもの</p> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 本基本機能は、ホスティングサービス契約者（DNSタイプに係るホスティングサービス契約者に限ります。）に限り、提供します。</li><li>2 ホスティングサービス契約者が利用できるゾーン情報の数は、1のホスティングサービス契約につき1に限ります。</li><li>3 1のゾーン情報に登録できる独自ドメインの数は1まで、IPアドレス群の数は20までとします。</li><li>4 本基本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</li></ul>

附 則  
(実施期日)

この約款は、平成20年4月21日から実施します。

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成20年4月30日から実施します。

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成21年9月1日から実施します。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年12月24日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったホスティングサービスに関する料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じたホスティングサービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。
- 4 削除
- 5 削除

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社のDNSホスティングサービス契約約款（以下「廃止約款」といいます。）の規定により締結しているDNSホスティングサービス契約（以下この附則において「既存契約」といいます。）については、この改正規定実

施の日において、この改正規定による改正後の約款（以下「改正約款」といいます。）の規定により締結したDNSタイプに係るホスティングサービス契約に移行したものとします。

（最低利用期間に関する経過措置）

- 3 前項の規定に基づき移行したDNSタイプに係るホスティングサービス契約の最低利用期間は、当社が既存契約に係るDNSホスティングサービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間とします。  
（この改正規定実施前に行った手続きの効力等）
- 4 この改正規定実施前に、廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定するもののほか、改正約款中にこれに相当する規定があるときは、改正約款の規定に基づき行ったものとみなします。
- 5 この改正規定実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款にこれに相当する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。  
（料金等の支払に関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（損害賠償に関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、ホスティングサービス契約者は、別記6の(3)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第2表（附帯サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

#### 附 則

（実施時期）

この改正規定は、平成23年3月22日から実施します。

#### 附 則

（実施期日）

この改定規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則  
(実施期日)

この改正規定は、平成23年5月20日から実施します。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年8月31日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。  
(一部の付加機能の廃止に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している付加機能（コンピュータプログラム提供機能（ホームページ解析に係るものに限ります。）に限ります。）については、この改正規定実施の日において、提供の終了の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則  
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。  
(附則の改正)
- 2 平成21年12月24日付附則第4項を「削除」に改めます。
- 3 平成26年11月1日付附則第3項を「削除」に改め、同第4項中「旧ホスティングサービス及び旧ホームページスタートサービス」とあるのは「旧ホスティングサービス」に改め、同第4項1号中「5,500円」とあるのは「2,520円」に改め、及び同第4項第2号を「削除」に改めます。  
(経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施の際、現に提供されている旧ホームページスタートサービスについては、この改正規定実施の日にそのホスティングサービス契約者（旧ホスティングサービスに係る者を含みます。）から旧ホームページスタートサービスの提供の終了に係る申し出があったものとみなして取り扱います。この場合において、そのホスティングサービス契約者は、その終了日の如何にかかわらず、旧ホームページスタートサービスの最低利用期間に係る残余の期間に対応する附帯サービス利用料については、その支払を要しません。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。  
(経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月1日から実施します。  
(旧Gクラスに係るホスティングサービスの廃止等に関する経過措置)
- 2 平成28年2月29日付附則における次表左欄の規定（以下この附則において「廃止規定」といいます。）について、次表右欄に定める取扱いを行います。

平成28年2月29日付附則における規定	取扱い
第2項 表の左欄中「Gクラス」のもの 表の右欄中「旧Gクラス」のもの	削ります。 削ります。
第3項 表の左欄中「コンピュータプログラム提供機能」 及び「FTPアカウント追加」のもの 表の右欄中「旧コンピュータプログラム提供機能」 及び「旧FTPアカウント追加」のもの	削ります。 削ります。
第4項 (1) (基本利用料) ア (適用) の表 (2) (クラスに係る料金の適用) アの表中 「旧Gクラス」の行 (3) (プランに係る料金の適用) ウ (旧G クラスに係るもの) イ (料金額) ③ (旧Gクラスに係るもの)  (2) (付加機能利用料) ア (適用) の表 (1) の行 (2) の行 イ (料金額) ② (旧Gクラスに係るもの) (3) (工事費) ア (適用) の表 (2) の行 イ (工事費の額) (1) 及び (2) の行	削ります。 削ります。 削ります。  「削除」に改めます。 「削除」に改めます。 削ります。 削ります。 「削除」に改めます。

### 3 削除

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 平成28年9月1日付附則第3項について、「削除」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成31年4月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(附則の改正)

2 次表の左欄に定める規定について、右欄に定める取扱いを行います。

平成21年12月24日付附則第5項	削除します。
平成26年11月1日付附則第2項及び第4項	削除します。
平成28年2月29日付附則第2項から第4項	削除します。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年9月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたホスティングサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年10月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定に基づき提供されている次表の左欄のホスティングサービスに係るホスティングサービス契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款の規定に基づき提供されている次表の右欄のホスティングサービス（以下この附則において「旧ホスティングサービス」といいます。）に係るホスティングサービス契約（以下、この附則において「旧ホスティングサービス契約」といいます。）に移行したものとします。

ホスティングサービス	旧ホスティングサービス
------------	-------------

- 3 前項の規定により提供する旧ホスティングサービスの提供条件は、次に掲げるもののほか、なお従前のとおりとします。

ア 旧ホスティングサービスに係る料金

第1 基本利用料

1 適用区分	内 容					
(1) タイプに係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧ホスティングサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイプの種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DNSタイプ</td> <td>複数の旧ホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、1の旧ホスティングサービス契約ごとに1のユーザIDを定め、旧ホスティングサービス契約者にお知らせします。</p> <p>ウ 旧ホスティングサービスは、旧ホスティングサービスに係る利用者が特定装置に接続した後に、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びパスワードを送信することにより利用することができるものとします。</p> <p>エ 当社は、1の旧ホスティングサービス契約ごとに旧ホスティングサービス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>オ 当社は、旧ホスティングサービス契約者からパスワードの変更の請求があったときは、特定装置にパスワードの変更の登録を行います。</p> <p>カ 当社は、相互接続点を介して特定装置と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</p>		タイプの種類	内 容	DNSタイプ	複数の旧ホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの
タイプの種類	内 容					
DNSタイプ	複数の旧ホスティングサービス契約について、1の特定装置をその用に供するものであって、別表に定めるDNS機能の利用が可能なもの					
2 料金額						

DNSタイプに係るもの

定額利用料	1ユーザIDごとに月額
区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
DNSタイプ	2,800円

	(3,080円)
--	----------

## イ 附帯サービスに関する料金等

### 第1 手数料

#### 1 適用

区分	内容
I P アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行に係る手数料の適用	<p>ア I P アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行を請求した旧ホスティングサービス契約者は、当社が別に定めるところにより、2 (料金額) に定める手数料の支払いを要します。</p> <p>イ 一般トップレベルドメイン名 (J P R S が割り当てるドメイン名以外のドメイン名であって、当社が別に定めるドメイン名をいいます。以下同じとします。) 又は J P R S が割り当てる汎用 J P ドメイン名を変更することはできません。</p> <p>ウ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。</p> <p>エ 利用することができる独自ドメインの種類は、当社が別に定めるところによるものとし、その登録及び変更は、当社が別に定めるところにより行っていただきます。</p>

#### 2 料金額

##### (1) 手数料

###### ア 一般トップレベルドメイン名に係るもの

###### (ア) 申請手数料

区分	単位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
申請手数料	1 ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1 ドメイン名ごとに	30,000円 (33,000円)
指定事業者 (登録代行者) の変更に係るもの	1 ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)

###### (イ) ドメイン名維持管理料

区分	単位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに年額	4,600円 (5,060円)

###### イ J P R S が割り当てるドメイン名に係るもの

###### (ア) 申請手数料

区分	単位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))

ドメイン名の割当てに係るもの	1 ドメイン名ごとに	6,000円 (6,600円)
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1 ドメイン名ごとに	30,000円 (33,000円)
指定事業者（JPRSが定める指定事業者をいいます。）の変更に係るもの	1 ドメイン名ごとに	3,000円 (3,300円)

(イ) ドメイン名維持管理料

区分	単位	手数料の額 (税抜価格 (税込価格))
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名ごとに年額	3,600円 (3,960円)

第2 支払証明書の発行に係るもの 1 適用

内容	支払証明書の発行手数料の適用	旧ホスティングサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
----	----------------	--

2 料金額

区分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

備考

支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかつたホスティングサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、令和7年5月31日から実施します。  
(経過措置)
- 当社のMicrosoft 365 with KDDI利用規約（Cloud Solution Provider版）、Microsoft 365 with KDDI 利用規約（LSP版）又はG Suite 及び Google Workspace 等の販売に関する規約に基づきDNSオプションサービスの提供を受けている契約者に限り、この改正規定による改正後の約款の規定に基づき提供されるホスティングサービス（以下「DNSオプションサービス」といいます。）を提供します。
- この改正規定による改正後の約款の規定は、改定前のホスティングサービス契約をD

NSオプションサービス契約（DNSオプションサービスに係る契約をいいます。）と読み替えるものとし、ホスティングサービス契約者をDNSオプションサービス契約者（DNSオプションサービス契約に基づきDNSオプションサービスの提供を受けている者といいます。）と読み替えるものとし、DNSオプションサービス契約者に対して適用するものとします。